

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東温市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めている。

評価実施機関名

愛媛県東温市長

公表日

令和8年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 東温市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付 ⑪保険料の賦課・徴収</p>
③システムの名称	<p>1. 介護保険システム 2. 宛名管理システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護保険資格者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 主務省令(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 主務省令(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)第2条の表131、132の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 TEL089-964-4400
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部長寿介護課 〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1 089-964-4408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員を年度ごとに作成し適切に管理している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	評価実施機関における担当部署	市民福祉部保険年金課 保険年金課長 門田 千志	市民福祉部長寿介護課 長寿介護課長 大西 聖子	事後	
平成28年12月27日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民福祉部保険年金課	市民福祉部長寿介護課	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成26年12月25日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成30年4月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成28年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	課長	事後	
令和1年5月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月7日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年3月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	平成31年3月31日時点	2020/1/31	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和2年1月31日時点	令和3年1月31日時点	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和3年1月31日時点 対象人数(1,000人以上1万人未満)	令和4年2月28日時点 対象人数(1万人以上10万人未満)	事後	
令和5年3月8日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和4年2月28日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和6年3月6日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和5年2月28日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第68項、 番号法別表第一の主務省令第50条	番号法第9条第1項 別表第100項	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令	【情報提供の根拠】 主務省令(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 主務省令(番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令)第2条の表第2条の表131、132の項	事後	
令和7年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和6年2月29日時点	令和7年2月28日時点	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	—	システムへのアクセスが可能な職員を年度ごとに作成し適切に管理している。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年3月12日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者	令和7年2月28日時点	令和8年2月28日時点	事後	
令和8年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第100項	・番号法第9条第1項 別表第100項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	